

平成 21 年度第 1 回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成 21 年 5 月 26 日（火）

午後 1 時から午後 3 時 40 分

場所：宮城県行政庁舎 第二会議室

事務局

定刻となりましたが、委員会の開催の前に、県の平成 21 年度組織改編により、「NPO の活動促進」につきましては、共同参画社会推進課が所管することになりましたのでご報告申し上げます。また、4 月 1 日付けで人事異動がございましたので、はじめに職員を紹介させていただきます。環境生活部次長の菅原でございます。共同参画社会推進課長の増子でございます。同じく共同参画社会推進課副参事兼課長補佐の鈴木でございます。

ただいまから、平成 21 年度第 1 回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

本日は、小澤委員が所用のため遅れるとの連絡をいただいておりますが、場合によっては欠席の可能性もあるとのことでした。

開会時点では 11 名のご出席をいただいております。委員の半数以上の出席となり、本委員会は成立いたしますのでご報告申し上げます。

なお、本委員会は公開することとされており、本日は 1 名の傍聴がございます。傍聴に当たっては、受付時にお渡ししました、傍聴要領の記載事項を守っていただくようお願いいたします。

議事録については、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の菅原からごあいさつ申し上げます。

あいさつ 宮城県環境生活部次長

本日は、お忙しい中、今年度第 1 回の宮城県民間非営利活動促進委員会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

先ほどもご紹介にもありました、この 4 月の人事異動により環境生活部に参りました。また、この 4 月の全庁的な組織の見直しがございます、NPO 関係については、共同参画社会推進課で所管することになりました。また、これまでありました、男女共同参画或いは青少年関連、生活文化の一部の再編を行わせていただきました。地域における課題が多様化・複雑化している状況下において、行政もきちんと対応しなければなりませんので、これまで以上に事業・関係課が連携する必要がありますので、マンパワーを集約して各種事業を一体的・一元的に推進していく趣旨でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

NPO 活動の促進でございますが、ご案内のとおり、平成 10 年 12 月に宮城県の民間非営利活動を促進するための条例が制定されまして、それに伴って、NPO 活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための宮城県民間非営利活動促進基本計画ができております。この基本計画は 5 年ごとに見直すことにしている中で、これまでこの基本計画に基づいて様々な事業を推進させていただきました。条例ができて 10 年、基本計画ができて来年で 10 年をむかえますが、この間いろんな取り組みを行っています。活動拠点でありますみやぎ NPO プラザの整備、資金面からのご支援もさせていただいております。一方では、NPO に対する社会的な理解、NPO を取り巻く環境も向上してきているのではないかと考えています。この条例ができた当時は NPO 法人の数は 60 余りと聞いています。今現在は 500 余りの法人が認証され、非常に増加しています。一方では、課題もまだまだ多いと聞いております。昨年度の NPO 活動実態・意向調査は後ほど詳しくご説明をさせていただきますが、結果を見ますと、5 年前と同様に資金不足あるいは人的な資源不足が 2 割を超えており、大きな課題であると認識しています。

基本計画ですが、5 年ごとに見直すこととしており、平成 17 年に第 1 回の見直しをさせていただき、

来年は5年を経過することから、今年は見直しに向けた様々なご検討・ご教授をお願いします。見直しに向けたスケジュールは後ほどご説明させていただきますが、本日は第1回目の委員会でございます。基本計画の根幹となる目的、主な対象などについて、ご協議いただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局

次長は所用のため、途中で退席しますので、ご了承願います。
それでは、山田会長に進行をお願いいたします。

山田会長

皆さん本日は、お忙しいところありがとうございます。私事ですが、今年の3月をもちまして宮城大学を定年退職しました。出席者名簿にありますとおり、宮城大学地域連携センター地域振興事業部アドバイザーを務めております。ご承知のとおり、財団法人宮城県地域振興センターが解散することになり、宮城大学で受け入れることで、1年前から調整を図ってきた手前、その責任者として1～2年間アドバイザーとして残ることになりましたので、引き続きよろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。協議事項、報告事項の順番で進めていきます。本日は議事が盛りだくさんですので、途中で休憩を設けたいと思います。3時半には終了したいと思いますのでよろしくお願いします。協議事項については、項目ごとに協議をして、報告事項についてはまとめて説明をしていただいてからご意見・ご質問等をいただきたいと思います。

なお、からは次第にありますように、基本計画見直しのための取り組みですので、よろしくご検討をお願いします。それでは、平成20年度NPO活動実態・意向調査結果の報告について事務局から説明をお願いします。

平成20年度NPO活動実態・意向調査結果

事務局

平成20年度NPO活動実態・意向調査結果報告についてご説明いたします。資料は、資料1と資料1-1となります。

資料1の1ページをご覧ください。平成20年度NPO活動実態・意向調査の結果になりますが、調査の概要の(2)調査方法については、県内に事務所を置くNPOを対象に昨年12月1日時点の現況で調査しています。調査対象は県内全てのNPO法人491法人と、各種資料を基に作成した調査対象団体リストから、抽出した729団体の合計1220団体に調査票を送付し、回収率は47%となっています。

調査結果につきましては、2ページをご覧ください。

団体概要の団体属性では、圏域別では県全体の68.1%が仙台地域に集中し、その中でも仙台市は県全体の53.3%を占めました。

(3)会員数の個人会員は、11人～50人が45.2%を占め、1団体当たりの平均は73.8人となっています。

3ページをご覧ください。(4)年会費の個人年会費では、その額が「1,001円～5,000円」で56.1%と最も高く、平均額は4,989円となっています。の会費の有無では会費がある団体は、前回調査では405団体で今回は389団体と大きな変化は見られませんでした。

(6)活動地域では、「単一の市区町村内」が38.7%と最も高く、宮城県の中だけで活動している団体は、77.1%を占めました。

4ページをお開き下さい。3団体の活動内容の(2)活動の頻度ですが、「常時・毎日」が31.1%と最も高く、平成15年の前回調査と比較しますと、「常時・毎日」が20.3%から31.1%と10ポイント増加しています。

5ページに参りまして、4団体の組織運営の(1)事務所の形態では「メンバーや会員の個人宅又は勤務先等」が48.5%と最も高く、前回調査と同様の結果になっています。

(2)常勤スタッフでは、常勤スタッフを有している団体は43.6%で、有給の常勤スタッフを有しているのは25.4%となり、いずれも前回と比較して、割合が増加しています。6ページをお開き下さい。

有給常勤スタッフへの支給月額は、「15万円以上20万円未満」が29.9%で最も高く、前回調査で最も多かった「5万円以上10万円未満」から上がっている結果となりました。

(3) 非常勤スタッフでは、非常勤スタッフを有している団体は58.5%で、有給の非常勤スタッフを有しているのは24.8%となり、いずれも前回調査と比較して、割合が増加しています。7ページの有給非常勤スタッフへの支給月額では、「1万円以上5万円未満」が39.7%と最も高く、前回調査と同様の結果でしたが、団体数で比較しますと、前回は70団体、今回は131団体と大幅に増加しています。

(4) 常勤・非常勤スタッフ以外に業務に携わる人は今回調査で追加した項目ですが、平均のべ人数は30.2人で、そのうち有給者は10.5人、平均時給額は「601円～800円」が40.7%と最も高い結果となりました。

続きまして、5団体の財政状況の(1)主な収入内訳とその割合ですが、1番目に高い収入項目では、「会費」が28.2%で最も高く、次いで「自主事業収入」22.2%となっています。

8ページをお開き下さい。(2)自主事業収入に係る収入内訳では、「研修会や講習会の受講料」18.4%、「給食や介護などのサービス提供料」14.2%と続き、前回調査との比較では、前回も今回同様に「研修会や講習会の受講料」が最も高い結果となっています。

(3) 財政(支出)規模は「10万円未満」20.6%が最も高く、50万円未満の団体が45.6%を占めているとの結果となりました。前回調査との比較では「10万円未満」が最も高く、50万円未満の団体が45.8%を占め、10万円未満の支出規模が小さい団体が過半を占める状況に変化はありませんでした。

(4) 主な支出内訳とその割合では「事業・活動経費(印刷費、謝金、イベント費用ほか)」が50%と最も高く、全支出に占める割合の平均も79.6%となっています。

6 NPO活動の支援促進の(1)活動上の問題点では「資金不足」20.1%、「活動・事業の担い手の不足」19.7%が上位を占め、前回調査と比較しても、資金不足と人材不足が上位2位までを占め、引き続き大きな問題であることが結果として出ています。

9ページに参りまして、(2)行政からの支援・環境整備では、「財政的な支援」18.4%、「活動に必要な備品や機材の提供」11%で上位を占めますが、活動場所の項目である「公共施設の利用料割引や優先利用」と「事務室・会議室等の活動の場の提供」を合わせると20.7%となり、引き続き財政的な支援と活動場所の提供等に関する支援を望んでいるという結果となりました。

(3) 財政的な支援では、財政的支援と答えた団体では、「補助金・助成金の交付」が75.6%と最も高く、前回調査と比較しても6.5ポイント増加している結果となりました。

(4) 活動の場の提供では、行政からの支援で、活動の場の提供と答えた団体では、「県・市町村の現在利用されている施設の一部賃貸借」31%、「県・市町村の現在利用されていない施設の一部賃貸借」24.6%の順となり、前回調査と同様の傾向でした。今回、新設した回答項目「NPO支援施設における事務室の賃貸借」は、15.5%と3番目に高い結果となりました。

10ページをお開き下さい。県の事業の認知度・県の事業の利用経験・県の事業の継続希望は、何れの項目でも「民間非営利活動プラザの設置」が最も高い結果となりました。県の事業の継続希望では、2位以下は「NPOについての情報提供・普及啓発」「公益活動を展開する上で必要とされる活動資金の助成」、「会計・税務、広報等の組織運営のための講座開催事業」の順となりました。

11ページに参りまして、中間支援組織・NPO支援施設では、(1)の利用の有無では、「ある」が45.6%を占め、前回調査と比較すると約15ポイント上昇し、前回調査時よりNPO支援施設が、増加したことも影響していると思われます。

(2) 利用の形態では「研修会や講習会等へ参加した」11.2%、「会議室、印刷作業室、レターボックスやロッカーを利用した」10.4%の割合が高い結果となりました。

(3) 利用しない理由では、「必要性がない」が27.6%と最も高く、前回調査と同様でした。

8みやぎNPOプラザの(1)利用の有無では「ある」が49.8%でした。12ページにまいりまして、(2)利用の形態では「研修会や講習会等へ参加した」12.2%、2番目は「他団体の情報を得た」10.2%となりました。(3)利用効果では、「事業内容を充実・拡充することができた」23.7%、「団体の認知度を高められた」18.9%の順となりました。(4)利用しない理由は「地理的に遠い」30.8%と今回調査の団体の約30%が仙台地域以外であることを考えると当然の結果と考えられます。

9パートナーシップの確立の(1)行政とのパートナーシップでは、行政施策との関係では、「行政では、対応できない領域で活動している」26.5%と最も高く、協働実績では「共催・後援」17.2%、

13ページにまいりまして、共同したい事業形態では、県、市町村どちらとの関係でも「情報交換・意見交換」が最も高い結果となりました。

14ページをお開き下さい。行政が取り組むべきことでは、「行政職員一人ひとりがNPOに対する理解をもつこと」20.7%、「NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること」19.6%が高くなっており、前回調査でも「行政職員一人ひとりがNPOに対する理解をもつこと」は1位で、5年前と変わっていない結果となりました。

(2)多様な主体とのパートナーシップの多様な主体との連携では、「既に連携しており、今後も連携したい」48.3%、「現在は連携していないが、今後連携したい」26.3%で、70%以上が多様な主体と連携したいとの結果となりました。連携したい主体では「学校、教育機関」、「他のNPO」、「企業」の順となっています。

続きまして、「NPO活動促進に係る市町村結果」についてご説明します。

資料1-1をご覧ください。1職員全般のNPOに対する理解では、36市町村中「3あまり進んでいない」「4進んでいない」が約7割に当たる25市町村が選択しています。

2ページをお開き願います。4職員の理解を深めるための取り組みでは、「6特に行っていない」とする市町村が過半を占めました。

3ページに参りまして、5住民の理解を深めるための取り組みでは、「9特に行っていない」が17市町村と最も高く、次いで「市町村広報誌で紹介」11市町村となっています。

6パートナーシップ形成のため自治体が取り組むべきことでは、高い順位に三つ回答してもらい、最も多かったのは、1位では「1行政職員の理解」、2位では「政策立案段階での情報公開」、3位では「政策立案での参加機会の設定」となりました。

4ページをお開き願います。7共同するにあたってNPOに求めることでは、高い順位に三つ回答してもらい、最も多かったのは、1位「4企画立案・実践の能力」と「8安定した組織運営」、2位では「6専門知識を有している」、3位では「6専門知識を有している」と「安定した組織運営」の結果となりました。

以上が、調査結果になります。

山田会長

NPO活動実態・意向調査の結果につきまして、ご質問、ご意見がありましたらいただきたいと思えます。これは、これからの見直しの資料にさせていただき、検討時に振り返ることで結構だと思えますが、現段階でご質問等ありましたらお願いします。

石井山委員

貴重な情報ありがとうございました。報告書はこれで完成しているということなのですが、今後クロス集計でさらなる分析は可能でしょうか。いただいた資料では、年間の収入が10万円に満たない団体から1千万円をはるかに超える団体まで、かなり散らばりがあり、それに応じた多彩な実態が現れているように思えます。組織の大きさに応じて行政との関わりも異なると思えますし、例えばスタッフを雇用できているNPOとそうではないNPOは、収益構造がどう違い、行政との関わりがどう違うのか。そういった分析が可能なかどうかをお聞かせいただきたい。

山田会長

クロス集計の予定とか、可能性についての質問ですがいかがですか。

事務局

現時点では、この調査結果報告書で結果の集計は完了したと考えていますが、今後ご要望が多数ありましたら考えたいと思えます。

山田会長

今の段階で、このクロス集計が必要であるとか、見直しの作業の中で新たな分析が必要であるとかが出てきましたら、分析いただくことにいたしましょうか。

石井山委員

財政規模とかが気になったのですが、会長が仰ったように今後の作業の中だと思います。今、急いでということではなくて、今後対応できるかどうかの確認でした。

山田会長

そうですね、必要に応じて対応していただくことにしたいと思います。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいですか。

これから、見直しの検討に入っていきたいと思いますので、アンケート結果につきましては石井山委員からありましたように必要に応じて、場合によっては集計をし直していただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、基本計画の改訂の骨子と基本計画の主な対象については、合わせて協議しますので、事務局からご説明をお願いします。前回の委員会で見直しに当たっては十分皆様のご意見を伺った上で、原案を作ることとすべきとのお話がありましたので、そういう方向で資料を準備していると思いますので、よろしくお願いします。

宮城県民間非営利活動促進基本計画の改訂の骨子について

宮城県民間非営利活動促進基本計画の主な対象について

事務局

資料は、「資料2」になります。宮城県民間非営利活動促進基本計画の改訂の骨子につきましては、2ページをご覧ください。宮城の県政の指針を定めた「宮城の将来ビジョン」におけるNPOと「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」における基本計画の関係についてまとめた資料になります。

宮城の将来ビジョンでは、将来ビジョン実現を支える基礎的な取り組みとしてNPO活動の促進に関する施策が位置づけられ、2将来ビジョンの推進方策として、県民・企業・NPOなどの幅広い主体との協働や情報共有のもと、施策を展開していくこととされています。

続きまして、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」ですが、この条例で「民間非営利活動」とは営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動と定義づけています。それから、「民間非営利活動団体」については、継続的に民間非営利活動を行う団体としています。

3策定の根拠は、この計画は条例第9条に基づき定めることとされています。

4基本計画に掲げる事項としては、条例第9条第2項に「中核機能拠点及び地域活動拠点の整備に関する事項」、「情報の収集及び提供、交流並びにネットワークづくりに関する事項」、「専門的及び技術的研修等による人材の育成に関する事項」、「資金的に支える仕組みの整備に関する事項」、「各種支援を行う民間非営利活動団体の育成及び活動促進に関する事項」、「民間非営利活動の促進に関して必要な調査研究及びその成果の普及に関する事項」、「広報及び啓発に関する事項」、「その他民間非営利活動の促進のために必要な事項」を掲げることとされています。

5県の責務では「基本計画に基づき、必要な施策を講ずること」、「税制上の必要な措置を講ずるよう努めること」、「施策を総合的に調整し、かつ、効果的に実施するための推進体制の整備を図るよう努めること」、「施策について、民間非営利活動団体と互いに連携し、パートナーシップを構築するよう努めること」、「施策について、市町村と連携するよう努めること」、「国及び都道府県と広域的な連携協力を図るよう努めること」、「企業及び関係団体と連携協力を図るよう努めること」が、それぞれ条例で規定されています。

続きまして、これまでの計画の体系についてご説明します。3ページをご覧ください。

こちらが、平成12年10月策定時の体系となります。目標は「真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり だれもが参加・参画でき、多様な主体が協働する社会の実現【NPOとのパートナーシップによる市民社会】」です。方向性がNPO活動の支援・促進とNPOと行政のパートナーシップ、基本方針が「NPO活動の支援・促進」、「NPOと行政のパートナーシップの確立」、「多様な主体との連携」でそれぞれに具体的な手法を定めています。また、施策については、基本方針の項目がそのまま施策となり、それぞれに具体的な施策が示され、庁内を対象とした施策については、四つ目として規定しています。

4ページをご覧ください。こちらは平成17年9月の改訂時、現在の基本計画の施策体系図になります。目標は「協働による市民が主体となった社会システムの確立を目指して」となります。

この体系の左側から、基本方針、施策の柱、施策と事業と流れています。基本方針「NPO活動の支援・促進」の施策の柱は、「1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策」、これに対する施策と事業として、(1) NPO活動促進中核機能拠点(みやぎNPOプラザの機能充実)、(2) 地域におけるNPOの支援促進、(3) 中間支援組織への支援としています。施策の柱「2 NPOの自立促進に関する施策」の施策と事業は(1) 広報・啓発・情報、(2) 人材育成、(3) 財政的な支援制度の充実、(4) 地域におけるNPO活動拠点の整備・促進としています。

基本方針「NPOとのパートナーシップの確立」の施策の柱としては、「1 NPOと行政のパートナーシップの推進に関する施策」、この施策の柱に対する施策と事業は(1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進、(2) 協働の推進、(3) 中間支援組織との連携となっています。施策の柱「2 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」に対する施策と事業は、(1) 議会、(2) 市町村、(3) 企業、(4) 大学、研究機関、シンクタンクなど。(5) 各種団体、(6) 広域的な連携となっています。

以上、平成12年と平成17年の基本計画の施策体系の内容であります。

資料2の1枚目をご覧ください。先ほどご説明しましたこれら施策体系は、基本計画本文を体系化したものになりますので、基本計画が固まった段階で形にするものであります。今回も施策体系については、基本計画本文のまとめ具合に応じて形にしていくこととしていますが、これから、基本計画を検討していく上では、基本計画を定め推進することによって、どのような社会と言いますか、何をを目指すのかを、初めに検討しておく必要があると思われまますので、基本計画の目標についてご意見をいただきたいと思ひます。具体的な言葉までとは行かないまでも、目標に含めるべき理念や目指す方向性等についてご意見をいただきたいと考えています。また、目標の検討の中で、基本方針、施策の柱と施策について、こちら具体的な表現とならないまでも、目標と同様に理念や想定する事業等についてのご意見もいただきたいと思ひます。いずれ、目標については、基本計画の根幹となる部分ですので、そこをご討議いただいて、具体的な基本計画の改訂作業に入っていきたいと考えています。

続きまして、1ページの一番下に記載しています、基本計画の主な対象についてですが、前回2月の促進委員会においては、重要な部分であり、十分に検討する必要があるとのご意見をいただいた部分であります。

この主な対象につきましては、別の資料になりますが、資料3をご覧ください。資料3の3ページの「宮城県民間非営利活動促進基本計画の構成対比」にありますとおり、平成12年度の策定時は、「NPOを市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体」ととらえ、より具体的には、特定非営利活動法人、任意の市民活動団体やボランティア団体としています。平成17年度の改訂時では、平成12年度策定時に記載されていた、ボランティア団体が除かれています。これは、ボランティア団体も市民活動団体の範囲に含まれると考えられることから除かれたもので、ボランティア団体を主な対象から外したというような趣旨ではありません。

このように、基本計画の主な対象は具体的に限定しているところですが、あくまでも主な対象になりますので、この基本計画に基づく具体的な施策においては、社会福祉法人でも公益活動を行う団体を対象としている事業もあります。

今回の改訂についても、このような考え方になるかと思われまます、そのあたりも含めまして、基本計画の対象をどのようにするとよろしいのか、ご意見をいただきたいと思ひます。

山田会長

資料2の1ページを考えていくためのヒントなりを皆様からお出しただいて、原案を詰めていきたいということのようです。それに関連するこれまでの資料の説明がありました。資料2の1ページの空欄のところを見ながら、ご議論をいただきたいと思ひます。

計画そのものの目標になりますので、一番大事な部分になります。どうぞ、これから作られる基本計画の目標に盛り込む或いは今までのことをご参考にしていただきながら、フリーにご意見をいただければと思ひます。

なお、今の説明でわかりにくい点やご質問がありましたら、先に出していただきたいと思ひます。

次の基本計画の目標をどこに置くかという漠とした議論からしたいと思いますがいかがですか。

今井委員

以前から、疑問に感じていることがありましたので皆さんに諮りたいことがあります。資料2の3ページの基本計画の体系の目標ですが、この中に「市民社会」という言葉が使われています。「市民」という言葉がどうかと思います。一般的に普通の方が考えるのは、都市部という感覚をお持ちではないかと思います。住民の方は都市部だけに住んでいるわけではなくて、町・村の方もいらっしゃるのです、市民社会の「市民」という言葉を見直すと言いますか、私なりに考えますと、住民社会とか地域社会などの言葉でも良いのではないかと思いますので、この場をお借りして、委員の方々のご意見を伺いたいと思います。

山田会長

難しいご質問ですがいかがですか。ご専門の方から、市民社会の定義も含めて何か、皆様のお考えをいただきたいと思います。住民社会や地域社会ではいけないのかという問いかけにつきまして、いかがでしょうか。西出委員、加藤委員ありませんか。

西出委員

ここに記載の「市民社会」の「市民」とは、市に住んでいるから市民を対象にしているのではなくて、主体的に色々活動する市民が中心となった社会という意味で使っていると思いますので、特に地理的な行政上の区域である市ということ使っているのではないと思います。個人的には「市民社会」に違和感はありません。違う意味で捉えられる可能性があることにも留意しなければいけないと感じました。

加藤副会長

一つは、国の特定非営利活動促進法で「市民」を日本の法律で初めて使いました。元々は市民活動促進法と言っていたものが、特定非営利活動促進法になったのは「市民」が嫌いと言った国会議員がいらしたからなのです。市民活動という概念が元々あって、それを促進するための法律を作ったことになるのですが、市民活動は都市部の市の人々の活動ではなくて、地域であれば住民活動や環境活動、その他の活動があります。いろんな呼び名があるのをまとめて「市民活動」を使おうという流れが、1980年代の終わりから大きくなってきたのが一つです。さらに、住民と申し上げると行政の方は特にそうなのですが、住民票が無い人を認めないこととなりますので、そこに不法滞在する外国人や日本に国籍のない外国の方などが含まれないこととなります。県民活動も良く県庁がお使いになりますが、内閣府は市民活動の促進を、課を作って進めていて、北海道も道民活動と言わないで市民活動をお使いになっています。基本的にそこに居住をしない人を含めての言葉です。例えばNPO法では外国人も日本に居住さえすればNPO法人を作れることとなります。このような仕組みで「市民」という言葉を使っていることをご理解いただきたい。

また「市民社会」はセットの言葉なので、行政及び企業セクターとは別の「市民」生活領域を含む市民の社会、諸外国ではNPOセクターやサードセクター全体を「市民社会」といいます。日本の場合の使い方としては、企業・行政・NPOのセクターが対等かつ協働で運営する社会のことを「市民社会」と呼ぶことに何故かなってしまったのですが、行政と企業は「市民社会」には含まないのが普通なのです。行政・企業・NPOが対等な立場で社会を運営しましょうというメッセージが「市民社会」に含まれており、住民社会とか地域社会と言ってしまうと、単に地理的な意味等となってしまうので無理ではないかと思います。ご質問いただいたように、説明や文章の中できちんとしているわけではないので、その説明は必要であるかなと思います。

山田会長

ありがとうございました。西出委員と加藤副会長からのご説明にありましたように、ほかの言葉に置き換えることによって、新たな問題が出てきてしまいますので、「市民社会」は使わざるを得ないと思いますが、その時には加藤副会長の言葉を整理すると良い注釈になると思います。注釈や本文に説明を加えて、読んだ方がきちんと理解できるようなことで進めていくことでいかがでしょうか。この言葉以

外に適切な言葉は難しいですし、この議論をしていますと答えが見えないところもありますので、加藤副会長のご説明でいかがでしょうか。まずはその方向で、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

ほかのご意見や目標に書き込むべきことがありましたらお願いします。平成17年では「協働による市民が主体となった社会システムの確立を目指して」でした。これをそのまま踏襲するのか、それとも違う表現を入れるのか、どうぞご発言をお願いします。

正面突破で、議論がしにくいところですが、目標のキーワードというよりは平たくして、基本計画のどんなところに重点を置く、或いは大事にしていく点などについてご意見をいただくことでもよろしいと思います。それによって、目標であるとか基本的な理念がそこから描けると思いますので、どうぞ委員の皆さんの思いをお出しいただきたいと思います。大久保委員いかがですか。

大久保委員

5年前の調査を基に検討して、平成17年に基本計画を見直した時と、NPOと行政も含めた環境が変わってきているのを感じています。特に、NPOというよりも市民活動に対してかなり大きな期待をかけていた行政が、若干冷めてきて自由に活動する市民活動・NPOよりは、従来の良く顔が見える関係で理解をしてもらいやすい住民に期待する協働が色濃くなりつつある変化を感じています。その中で今回の調査の結果は、二極に分かれている気がしています。確実に充実・育ってきた団体や公をしっかりと担える団体もある一方で、組織力が弱くて資金的・人的に不足している団体が半数を占めていることから、どこに焦点を当ててやるべきなのかをきちんと考えなければならない。前回も支援と促進ということで検討したのですが、それを継続する一方でNPOは行政とどう協働していくのかについて、詰めて行くのがよいと考えています。

山田会長

前回の計画の検討では、NPOへの基本的な理解がかなり進んだのではないかとこのことで当初の計画に手を加えたと思いますが、今、大久保委員から深まった部分、広まった部分はあるのだけれども、NPO活動実態・意向調査や市町村調査の結果からも、まだまだ理解の広がりが十分ではないとの実態も見られるので、それを踏まえた取り組みをしていくべきだと発言されましたが、私もそう思いました。この点も見直しのポイントかなと思います。

石井山委員

いま大久保委員が話されたような議論の進め方だと思いますね。いきなり目的をという議論の立て方ではなく、この間は一体何であったのかの総括を先んじて行う作業が、これから何をしていくのかを検討していくときには大事だと思います。条例ができあがって10年間、施策が本格的に動きだしての10年間にどのような成果があって、どんな課題が出てきているのかの議論を先にさせていただいたほうが、今後が見えやすいように思います。

NPO施策の対象をどう変えていくかの議論は、まさにここ10年間の成果と課題が現れてきている気がします。この10年間にNPO法人は全国で約3万7千になり、NPOのステータスは高まってきたわけですが、僕が関わってきているいくつかのNPOは第二世代に向けてのサイクルが見えない状況が出てきていますし、力があるNPOであっても、行政からのお金がなければやっていけない構造からどう抜け出すのかで悩んでいるNPOも沢山あるように思います。一方で、この間は、自治体業務のアウトソーシングの手法ができあがって、指定管理者制度がその代表だと思うのですが、リストラ技術としてのNPOとの協働関係、ないしは従来の行政出資法人をNPOに見立てていく、そういった変化が、前回のデータ、すなわち、NPOとの協働について行政に尋ねたデータで、かなりの数で官製NPOが含まれてきています。この状態の中で今後を見通す上で、大事だと思われるのは、どう行政自身の変革を目標にできるかが非常に問われてきていると思います。調査結果の後半に自由意見が沢山出ています。非常に生々しくて大事なメッセージがいっぱいあります。ここには、活動を通して見えてきた社会の課題、行政の課題が生々しく出てきていると思います。「公共施設を存続して欲しい」、「自分が提供しているサービスを支えていく行政の施策がない」、こうした意見がたくさん出てきている中では、それをきちんと生かしていく、こうした声を様々な行政部局にマッチングさせていくことで、行

政を参画型仕様に切り替えていくことが大切だと思います。そのためにどう行政内部を改造していくのかということで目標を立てていくのも新しい書き方かなと思います。ほかの方々のご意見で深めたいと思います。

山田委員

市町村の取り組みを見ても、なかなか対応が進んでいない事実もありますし、石井山委員が言われたことは、行政内部が変わっていかねばならぬNPOもそれに関わり方を変えていくことが難しい側面がありますので、非常に大切な切り口だと思います。委員の皆様もいろいろなところでこれに関しては発言されていると思いますので、この点は是非頭に置いて進めていきたいと思います。

行政に関わられている滝口委員はいかがですか。

滝口委員

アンケート調査でも、「お金がない、場所がない」という結果が出ておりますので、我々行政も支援策を考えていかねばならないのですが、柴田町の中でも行政が地域の課題を解決してくれるんだとの考えから、自分達が立ち上がらなければ解決しないんだという芽は出てきていると思います。また、今井委員が仰ったように柴田町でも市民社会と住民社会の言葉について、町なのに市民を使うのはおかしいとの時期がありました。今では自分達がやらねばならないという市民意識の芽が少しずつ出てきたと思っています。組織を作って、そのネットワークを通じて社会を変えていこうという機運が出てきています。仙台市と比べれば遅れていますが、少しずつ地方に動きが出てきていると思います。柴田町は今スタートアップの段階にきている状態です。

今回の合併問題ですが、直接民主主義と間接民主主義の関係でいろいろやりとりがありました。住民投票をしないで、間接民主主義の議会の議決を重んじましたが、行政と議会が担う分野と市民が参画する分野が混じる過渡期を迎えており、今後整理する段階にきていると思います。柴田町役場では、一部のNPOと一緒に地域課題を解決しようとする革新的な職員と、NPOには任せられないとする職員がおり、過渡期にあるのが現在の姿ではないかと思っています。ですから、地域社会の課題を解決する中では、行政と議会プラス我々も関わらねばならないとの雰囲気づくりが先行しないとイケません。NPOも最初は志が高いのですが、最終目標として地域社会を変えるんだという志が実践活動の中で崩れていく団体をいかに育てながら地域全体を変えていくか、これからの市民社会の目標かと思えます。

山田会長

大変参考になるお話だったと思います。ほかにはどうでしょうか。

成田委員

滝口委員からのお話にもありましたが、私、合併の推進委員会にも参加させていただいています。その時に、町村会でのアンケート調査の中で合併に対して住民は不安があるとの結果が出されています。その理由は、「合併すると地域のサービスが低下してしまうのではないか」というのが主な理由であったと記憶しています。この経済の状況と市町村の財政の状況を考えた場合に、自助、共助、公助のあり方が変わらなければいけない時期にきていて、それについて都市部以外の地域もそれに乗って行かざるを得ない状況にきていると感じています。NPOが共助の部分で非常に力を持ち、NPOを地域で強くしていくことによって、自ら生きていく力を行政がやってくれるとの考え方から離れていくべきだと感じています。基本計画については、住民をより巻き込むような、どのように地域づくりをするのかも大事ですが、より多くの方達が気がついていたらボランティアをしているような仕組み、市民参加の仕組みづくりをどのように作るかが非常に大きな課題ではないかと思っています。社会の実現をするのは自分達であり、そのための基本計画であるとの位置づけを明確にする文言を入れていただきたいと思えます。

山田会長

今のようなご発言が目標を描いていくヒントになるかと思えますので、このようなご意見をいただくか、石井山委員が言われたように、この5年間何が問題で、どのような変化があって、どのようにしな

ければいけないかなどのご意見あるいは、お感じになったことをお話しいただくことが、大事なヒントになると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

西出委員

この10年の間で、NPOと行政との間の協働という言葉とか実際の協働事業の数は増加しています。先ほど大久保委員から、最近冷めてきたとのお話がありましたが、数的には増えてきたが、その中身がどうかなというのと、本当に協働しなければいけないから協働している場合もあるので、何を目的に協働事業を行っているのかを検証するのも重要な課題として出てくると思います。成田委員から市民をどうやって巻き込むかのお話がありましたが、事業とかサービスを供給することをこの10年の間でNPOはやってきたのですが、市民を巻き込んだりの市民性を創造する部分や、政策提案の部分でなど、まだまだ弱い部分もあると思います。この課題に対応していくことも、目標といえますか、一部にしていきたいと感じました。

もう一つは、NPOと行政との間の理解が進んでいないとのお話がありましたが、一般の方からもNPOだから信用するとか、信用しないなどの話がまだまだ沢山ありますので、どのようにNPO自体の信頼性を高めて行くのか、社会においてもありますし、行政の方がNPOに対して理解・信頼を醸成できるかもあります。何か目標の一つとして入れていただければと思います。

山田会長

ありがとうございました。どうぞほかに、それぞれがお感じになっていることとかございませんか。

今井委員

これからのNPO、公益法人も含めてですが、一番大事なことは自主独立といえますか、NPOの自立が大事だと思います。行政は昔から中々動かないものだと思いますので、NPOが自主的に自立して地域社会を変えるのは自分達が行う、だから行政はバックアップして欲しいとの理念が絶対必要なんです。これからは、人生80年との高齢化社会は古くて、90年・100年の超長寿社会ですから、行政にばかり頼っていたのでは、老後はどうにもなりません。NPOが引っ張っていくためにはどうするのが一番大事だと思います。私が気になったのは、実態・意向調査の中で、情報の発信・収集の項目ですが、収集もそうですが発信の手段で「特に何もしていない」が任意団体では15.4%、収集でも10.8%と二桁の結果が出ていますが、これは何を意味しているのか。何もしていないということは、やる気がないのではないかと思います。この辺も委員会で、考えて行く必要があると思います。特に情報発信の部分で、IT社会でインターネットが主流ですから、何もしていないとの団体に対しては、行政から働きかけを積極的に持ちかけて欲しいと思います。このことについても、委員会の中で検討していただきたいと思います。

山田会長

計画の中で考えていくべきことについて、お話しをいただきました。

NPOと言いますか、市民団体が空洞化しているのではないかとのご指摘もありました。それについて、改めて考えていく必要があると感じました。

小林委員

協働やパートナーシップの言葉はあるのですが、本当に実現したことがあるのかなと、最近つくづく思います。一緒に行っているのですが、対等であったかどうか考えると、委託や指定管理であったり形態や関係性が固定化されていて、一緒に行っているとの感覚で行政とNPOが協働しているだろうかと思うんです。その構造が最近とみに顕著で、指定管理を選ぶ行政が強くなり、NPOの独自性を活かしかねない場面が見えてきています。これらが危機的な状況を招くのではないかと感じています。そこで、NPOが主導権を取るとのお話しもありましたが、子どもの福祉分野ですので、全てをNPOがやるのではなくて、行政にしっかり担っていただく部分があります。そのことをきちんと伝えることが私達の役割であると思っています。実際に児童虐待の数は増加していて、児童相談所だけでは任せておけないとかがあるので、市民が自主的に行うわけですから、お互いに守秘義務を持って、ケース会議を

開催できるとかのパートナーシップを確立し、共に行うことだと思います。

行政で行うべきこと、市民が行うべきことをきちんと仕分けすべき時期にきていると思います。一つずつ検証し、NPOセクターがすべきことはどんどん解放することで、県民がベストのサービスを受受できる仕組み作りが必要だと思います。基本計画に、「豊かな」とか「安心」とかの言葉がありますが、自分達にはだんだん遠ざかっている感覚です。派遣村ですとかNPOの方が直接に行うことも沢山出てきていて、やっと生き延びている状況もありますので、これからの行政には素早く行うことが求められていると思います。お金を出せるとか、一緒に行えとかの仕組みづくりが出来るようなことが、今回の計画に入っていたらいいと思います。

加藤副会長

主な対象のところですが、公益法人が改革されて、NPO法人を作っていた方の中に、公益法人を作って、NPO法人と公益法人を差がなく一般或いは公益の認定を取って活動をされる方が増えてきています。宮城県の促進条例自体の位置づけで言えば、「民間非営利活動」の言葉を使ってしまったので、市民公益活動ではない全体を含むことで位置づけてスタートし、主な対象を「市民活動団体」と「NPO法人」としてはいますが、ここにきて対象の中に範囲を少し広げて考えないと、非常に現実合わなくなっている部分もあるのですが、NPO法人だけが大事ではなくて、社会の問題が解決されて、良い地域ができることが大事であるとする、公益法人・社会福祉法人に関しても、促進の視点では考えなければいけないと思います。

石井山委員のお話しにもありましたが、財政規模別の分析がないのでわかりませんが、二極化或いは財政規模によつての課題が何であるかがこの調査でわかるといいと思います。5百万円から1千万円の財政規模のところ一度落ち込むので、5百万円から1千万円の壁は非常に大きいと思います。何らかの事業収入や制度収入があつて1千万円を超し、それ以下のところは任意団体もNPO法人も変わりがない小規模な団体で助成金が主な収入源になっていたり会費だったり、事業があつてもミックス型であるので、その二つは支援の対象として考えるのと、規模が大きい団体も課題はあるので支援も必要ですが、そういった団体が行政側に公共サービスの担い手として期待されることは、この先も減らないし、行政はアウトソーシングをせざるを得ないだろうと思います。その時に、一定規模の団体、社会福祉法人や社団・財団も変化をしつつ、行政が作った団体への批判もありましたが、そういった団体が今のNPOの精神に近づいて来るような改革を進めること自体を促進条例の趣旨に則つて、この基本計画で行えるのかどうか。そういったことを全部排除しておいて、とりあえずNPO法人と市民の任意団体だけについてこの基本計画は対象にしますと限定するのかどうか。根源的な問題ですが、担当課も違いますので、非常にやりにくいと思いますが、精神上はセットで考えないと10年経過して大きな社会的課題を解決する動きを作ることに、委員会、促進条例や基本計画が役に立たなくなるのではないかと思います。その中の一部を担いますと宣言して基本計画を策定する手もありますが、情勢の分析とかいろんな部分で全体のことを論じざるを得ないのではないかと思います。県の最初の条例を作る検討委員会に私も参加させていただいていますが、草案の段階では社会の課題を相当列記した原案を起草委員だったので書いたのですが、実質的には行政の文書として穏当ではないとのことでほとんど全部無くなりました。ただ、今考えるとそのようなことを基本計画の中で、一定程度指摘しておかないと、何のために促進するのか、誰にもわからないで、美辞麗句が並ぶことになるのではないかと心配をしてしまいます。

山田会長

課題に関連して、対象のお話しにも言及されましたが、いかがでしょうか。

佐藤委員

調査結果を拝見して、前回調査と比較してNPOは数も増えましたし、NPOが力を付けている実態も現れています。それに比べて市町村調査では、NPOに対する職員全体の理解が「あまり進んでいない」、「進んでいない」を合わせると7割近くですし、職員の理解を深めるための取り組みとか住民の理解を深めるための取り組みが「特に行っていない」が半数近くを占めるなど、行政側は変わっていないなど正直感じました。今回新たな基本計画を考えるときに、行政がどのような姿勢で臨むのか、行政の姿勢によってNPOの推進ですとかパートナーシップを築いていくための基本は行政職員の方々の意識

によるところがありますので、進むような方針を考える必要があると思います。

NPOが仙台市部に集中していることや、市民活動の協働を考えると、仙台地域以外では協働を進めていくことが難しい側面もあるので、そのところをどう考えていくのかも検討していく必要があると感じていました。

山田会長

調査結果にもありますように、農村部・町村部でのNPO理解、行政の対応がまだまだ、前回と比べても進んでいない部分がありますので、この点については今回の一つの目玉になるかどうかはわかりませんが、大事なポイントとして入れていく必要があると私も思っています。

ここで、若干休憩を入れさせていただきたいと思います。

山田会長

再開いたします。 ， ， までの議論とご意見をいただきました。

既に確認されている点ですが、この5年間で私が感じているところですが、加藤副会長ともいろいろ行ってきたところですが、特に農村部の地域問題の解決は、どうしてもNPOや市民団体とはいかないことが多くて、地縁組織・コミュニティ組織との関わりを考えていかなければならない部分があるということで、この5年間いろいろ勉強してきましたし、コミュニティの自立・経営も行ってきましたが、その中で、行政との関係、行政の役割、それからそこでの市民活動の役割・関係についても調査研究をしてまいりました。その結果どんなところでも市民活動やNPOが機能するわけではないこともありますので、そのようなところでは農協・商工会であるとかの関わりも大事だということも気がついてきました。このようなことから、地縁組織、地域の問題も視野に入れながら、この基本計画の見直しを検討していただければと思います。

次は、宮城県民間非営利活動促進基本計画の構成についてですが、先ほどのご意見からすれば、並べて議論するのが良いのかどうか、それよりも今までのご意見をさらに深めていくことも大事かもしれませんので、その議論になっても結構ですが、資料について事務局から説明をお願いします。

宮城県民間非営利活動促進基本計画の構成について

事務局

宮城県民間非営利活動促進基本計画の構成についてご説明します。資料3の3ページをご覧ください。こちらは、平成12年10月策定と平成17年9月改訂時の構成を対比したものになります。

平成12年10月策定時には盛り込んでいました、目標の次の「方向性」については、平成17年9月改訂時では基本方針の一本にまとめられています。また、平成12年の基本方針の「2NPOと行政とのパートナーシップの確立」と「3多様な主体との連携」を、平成17年では、「2NPOとのパートナーシップの確立」に一本化するなどしています。

本文では、平成12年の第4章「施策の体系」と第5章「施策と事業」を、平成17年では第4章「施策と事業」に統合するなど、構成を若干変更した形で、平成17年度の改訂を行っています。

1ページをご覧ください。こちらは、基本計画の構成案になります。現時点での案についてご説明いたします。平成17年に改訂された基本計画に準ずる内容となっています。今後皆様に基本計画の具体的な検討をしていただく際には、議論が進む中で、その都度章立てを見直す必要があると思いますので、この章立てに基づいて事務局案を提示させていただきたいと思います。

第1章は、基本計画の策定の趣旨です。「1NPOを取り巻く情勢」、「2宮城県民間非営利活動促進基本計画の策定の経緯と根拠」、「3基本計画の見直しの必要性」として、概略的な内容ですが、導入部分として第1章を考えています。

第2章は「基本計画の視点」になります。「1NPOのとらえ方」で、基本計画の主な対象を明示し、NPOの特徴を説明します。「2NPOの社会的役割と可能性」では、「(1)公共の担い手としてのNPO」、「(2)協働のパートナーとしてのNPO」、「(3)結び手としてのNPO」としています。「3NPO支援における社会的課題」では、「市民のNPO理解促進」、「寄附、市民の活動への参加など、NPOが活動しやすくなる社会全体が支える仕組みの必要性」などについて説明します。

「4NPOの課題や今後望まれること」では、「(1)目的と使命(ミッション)の明確化」、「(2)継

続的活動のためのマネジメント能力の向上」、「(3)創造性の発揮」、「(4)説明責任と情報公開」を予定しています。「5行政の課題や今後望まれること」では、「(1)NPOについての理解促進」、2ページにまいりまして、「(2)情報公開の充実」、「(3)協働の確立のための仕組みの整備」、「(4)協働への参加機会の拡充」、「(5)NPOの状況にあった支援」ということで、基本計画をどのような視点で捉えるのかを述べることとなります。

「第3章基本計画の基本方針」、「第4章施策と事業」では、先ほどいただきました意見を含めて、今後つめさせていただくことで、具体的な事業を述べることとしています。

「第5章基本計画の推進のために」ですが、「1宮城県民間非営利活動促進委員会」では、その役割など。「2庁内におけるNPO活動の推進体制」では、「(1)宮城の将来ビジョンの推進」では、ビジョンにおけるNPOの位置づけについて説明し、「(2)NPO活動促進庁内連絡調整会議」では、NPO活動の促進に関する施策を総合的に推進するため、庁内に設置しているこの調整会議、具体的には副知事を会長として各部局長が委員となっています。その下部組織として各部局の主管課長がメンバーとなる幹事会、また、NPOとのパートナーシップ確立のための推進員を各部局に置くなど、この組織により、NPOとのパートナーシップの確立を図ること、「(3)地方機関等におけるNPO事業の推進」、「(4)NPO関連施策の実態把握と推進」、「(5)職員研修の実施」では、NPO活動実態・意向調査結果の行政が取り組むべきことでは、「行政職員一人ひとりがNPOに対する正しい理解を持つこと」が最も多かったことから、職員研修の実施の必要性、「(6)国への政策提言」ではNPO活動を促進するための政策提言の必要性について説明することとしています。「3基本計画の見直し」では次回改訂の考え方について説明することとしています。

いずれ、各章の内容を検討していただく際には、この章立て・構成についても改めて見直しが必要になると考えられますが、各章のたたき台は、この構成案に沿って提示させていただきますので、現段階では、この構成案についてのご意見をいただきたいと思っております。

山田会長

3章4章については、これから具体的な検討の結果中身が決まって来るであろうとのこと。それ以外に関しては、このような形でということ。先ほどからご議論いただいた中で出てきたことを考えますと、協働のとらえ方をきちんと議論し直さなければならないであろうし、行政と市民との関係を役割を含めてきちんと問い直す必要があります。行政内部のあり方については、県庁内部もそうなのですが、一番最初の時に皆さんから意見が出たのですが、結果的にあまり計画の中にはふさわしくないかとのことで、減退したような記憶があります。このあたりをどうするか加味していく必要があると思います。先ほどからいただいている意見や私が申し上げたことも踏まえながら、構成についてご意見をいただきたいと思っております。

今までの議論からいきますと、先ほどの3点はどこかに盛り込まなければならないと思いましたが、それも含めてご意見をお願いします。

大久保委員

基本計画の視点のところで、NPOのとらえ方とかこれからの役割も盛り込まれていくと思いますが、基本計画が支援・促進をする相手とするところはどこなのかを定めていかないと、その先が変わってくると思います。私が基本計画に期待することは、新しく市民が主体的に関わって作られてきた活動、市民参加型といいますが、市民が集まって合意形成を経ていく進め方の組織性は欠かせないと思っています。昨年12月に公益法人制度改革があって、市民の発意によって作られていく組織形態が特定非営利活動法人ではない法人のあり方として、一般社団・財団法人が簡単に作られていく仕組みができました。これも市民が参加していますが、法律が違ったり、関わり方や決定の仕方も違ってきているとなると、同一には論じられない部分も出てきていると思います。そこをキチッと押さえていかないと、何に対して支援していくのか、何に対して促進していくのかがぶれてしまうと思います。協働にはいろんな仕方があると言われますが、公的なサービスの担い手と捉えると組織性を持った活動をしている団体になると思いますので、対等な関係の組織での対応・実行になると思います。二極分化してきた中で、担ってきている団体・人達との協働関係が、実のところどうなっているのか、対等な関係ができていくのか、現実的には協働の中では、対等が確立されているのは非常に少ないと感じています。NPOを支援する

場所にいますので、いろいろな相談が持ち込まれてきます。従来であれば、財団法人を作るケースで、財が無いためにNPO法人化して行政主体の方針・決定・事業展開を行うNPOの実態もあります。最初はこれで良いかもしれませんが、運営の中で主体的に決定権を持てれば良いのですが、年数が経過しても決定権を持ってないのが現実ですし、対等な意見交換の場もないというのが、仙台以外に行くほど多くあります。心配なのが指定管理が進んでいって、今年も来年も市民センターや公民館等が民間に回していく際の協定の内容になりますが、組織が住民の参加型の自治組織の代表として協定を結ぶあり方も出てくると思います。その自治組織と市民活動団体の違いを考えていくと、市民の主体性に落ち着くと思います。市民参加と協働について皆さんと情報を共有してから進めていただきたいと思います。

山田会長

ありがとうございました。対象については、行政との関係、協働についても二極分化等の状況を含めて考えていく必要があるとのご意見でした。ほかにもご意見をいただきたいと思います。

滝口委員

ここ10年でNPOの育て方の問題点は見えてきていると思います。行政への参加、行政とのパートナーシップ・協働は言葉では先行しているものの、まだまだ相互に不信感を抱いている状況です。自治の考え方で、まちづくりのパートナーとしてNPOを捉えています。現在は行政へ参加する側と参加される側の関係が曖昧になっていて、ここにメスを入れる必要があると思っています。役所が、団体自治を担っていますが実は団体自治の基本は市民なんです。市民を参加させるのは制度として高まってきました。町長へのメッセージとかパブリックコメント制度、審議会の公募制とかありますが、次のステージに進んでいないと思います。そこに行かないと本当の意味でのNPOが活躍した中で地域社会が変わっていくことにならないので、ここをどのように基本計画に盛り込んでいくのか、行政とパートナーシップを取って社会をどう変えていくかについて、みんなで提案していかなければいけないと思います。行政側も住民参加を将来のまちづくりの計画段階から参加させてうまくいくのだろうかとの懸念についても、話し合っていけないといけないと思います。また、NPOを何のために支援していくのかは、本来、市民社会を作るため・良いまちをつくるためだと思いますが、その手法が見えていませんので、今後行政が変わらなければならない部分、NPOが力を付けなければならない部分・支援しなければならない部分を基本計画に盛り込んでいってほしいと思います。

山田会長

ありがとうございます。今回是非住民と行政の関係をもう一度考えつつ基本計画をまとめていくことが重要な課題のように思いました。時間も迫っていますので、構成については、本日の議論を踏まえて原案作成に取り組んでいただき、構成についても変わってくる部分もあるので、本日の記録を整理していただいて、次回のための作業をしていただくことでよろしいでしょうか。また、何かございましたら、メール等ででもいただければと思います。

それでは促進委員会の開催方法等について事務局からお願いします。

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催方法等について

事務局

資料4をご覧ください。今後の委員会の開催時期であります。

今年2月の促進委員会において、基本計画改定のスケジュールをお示しした際に、一般の方を対象とした意見交換会の時期を県のホームページで基本計画に対する県民の意見を伺う、「パブリックコメント」を予定している2月～3月で提示させていただきましたが、これに対しまして、「意見交換会の開催は早い時期が望ましい」、「基本計画を審議している段階での意見も聞く必要があるのでは」とのご意見をいただきました。

これら意見を踏まえさせていただきまして、説明会・意見交換会を11月頃に、県内の何力所かで開催したいと思います。意見をいただくことが前提になりますと、基本計画の全体が明らかになった時点が望ましいと思われますので、それを考慮しますと、11月の促進委員会で全章に対する意見の集約を予定していますので、その後ということで11月としたところです。また、開催する場合は、何名かの

委員さんにもご出席をいただくことにしています。

また、審議過程での一般の方からの意見聴取については、意見聴取を単独で開催するには、時間的な制約もありますので、促進委員会を傍聴していただき、意見を伺うことで検討できないか考えています。この促進委員会は、原則公開で行っていますが、開催をお知らせする手段が、県庁のホームページでお知らせしているところですが、ほとんど傍聴される方がいなかったというのが現状です。ですので、たとえば、7月以降の促進委員会を県庁ではなくて、仙台市以外の地域で開催し、広報もこれまで以上に新聞等も使うなど積極的に行うことにより、審議過程における意見を伺おうとするものです。

これら、意見交換会の11月開催、促進委員会の積極的な公開と県庁以外を会場とした開催を行いたいと考えていますので、この点についてご意見を伺わせていただきたいと思います。

山田会長

3回目当たりで、一度公開型で促進委員会を開催してはどうかと、ほぼまとまりかけた段階で説明会・意見交換会を開催してはとの提案でした。これについてはいかがでしょうか。

大久保委員

開催した場所で傍聴した方のご意見を聞くとなると、意見を聞いて会議に反映するような形になるのですか。つまり、時間がない中で、委員の皆さんの発言時間が減ることもあるので、それも想定されているのでしょうか。

事務局

確かに時間が少なくなることもありますので、その場で全てのご意見を伺うのではなくて、後日、紙やメールなどで提出いただき、それを取りまとめて反映出来るところは反映する形にならざるを得ないと考えています。委員の皆さんからの意見をいただいて基本計画をまとめていくことが最も大切ですので、支障にならない程度に意見をいただきたいと思います。

大久保委員

2月から3月にパブリックコメントを予定していますが、そこで出た意見に基づいて促進委員会で検討して修正する形になるのでしょうか。

事務局

資料は21年度中の開催として提示させていただきました。パブリックコメントの意見については、平成22年4月以降の促進委員会に諮らせていただく流れになります。

山田会長

委員会の進行に支障のない範囲で聞いていただいたことに対して、その場での発言や紙でも提出いただくという進め方で、仙台以外で開催したいということですね。これはいかがでしょうか。大変だから難しいのではとの意見とか。

滝口委員

柴田町でも子育て、障害者の自立関係や産業政策のNPOもできていますし、住民自治によるまちづくり基本条例を再度提案する予定もありますので、もしということであれば、柴田町にお出かけいただけるのであればお引き受けさせていただきたいと思います。

山田会長

それでは、その方向で

石井山委員

こういった形で開催されることは非常に大切ですし、柴田町にも是非行きたいと思いました。

市民参加だけではなくて、この計画の実効性を作っていくためには、この部局以外の他行政や市町村

の方々はどう参画していただくのかも大事だと思います。確認ですが、構成案は第1章の部分は、この10年間で一体どういった内容だったのかの総括だと理解しています。今日の議論では、私の理解では、10年間で協働は広がってきているけれども、行革とのセットで取り組まれた部分もあるので、実質としてNPOの機動性がそこまで発揮されていない部分が少なくないということ。また、滝口委員が仰っている部分ですが、過疎の自治体の中では、市民主体を官が主導で作らざるをえない厳しさがあって、それを健全にどう導き出すのかが大きな課題になっているということ、などといった、この10年間をへて現れてきた今日的課題を整理してだすのが第1章だと理解しました。その上で、具体的に何を行うのかが第2章以降の計画になると思いますが、それを進めていくためには、実際にその計画を駆動させていくための合意形成のプロセスを今から作っておくことが大事です。それを委員会の席なのかワーキングの形で行うのかは、物理的に可能なところで考える必要があります。ともかく、計画が実働するという事を見通す上では、計画づくりの段階から市民参加と並行しながら行政参加、他部局参加が大事になると思いました。

山田会長

第1章に係る確認・補足をいただきました。また、行政内部の理解を進めていくための手だて、市民・NPOについては、先ほどのご議論で結構だということ。また、県庁内部や多くの市町村に対して、働きかけをしていくことが大事だのご指摘で、まさにその通りだと思います。その辺のスケジュールも念頭においていただかなければいけないと思いますが、21年度にできるのか、或いは21年度中に行わないと22年度では間に合わないとのニュアンスもあったかと思いますが、事務局としていかがでしょうか。

事務局

次回までにお示ししたいと思います。

山田会長

大切なご指摘であったと思います。いままで、何度も自治体の理解、行政の理解を叫んできましたが、実際には前に進んでいないところが、実態・意向調査でも見えてきましたので、ご指摘のあった取り組みは、試みるべきかなと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、協議事項はこれで終わらせていただいてもよろしいでしょうか。今日のご議論を踏まえまして、次の材料を用意していただきたいともいます。

それでは、報告事項について、事務局からお願いします。

報告事項

事務局

平成21年度の主な実施事業についてご説明いたします。資料5をご覧ください。特定非営利活動促進法(NPO法)施行関連事務につきましては、NPO法人の認証事務等にかかる経費です。民間非営利活動促進委員会運営費については、皆様にご出席いただいております本委員会の運営に要する経費です。みやぎNPO夢ファンド事業につきましては、今年度から休止となっています。3ページをお開き下さい。主要事業概要の事業概要ですが、加藤副会長が代表を務めております、せんだい・みやぎNPOセンターさんが運営しています地域貢献サポートファンドみんなの冠ファンドの一つとして、みやぎNPO夢ファンドを開設しています。NPO関係者、学識者、企業関係者及び県関係者による運営委員会で助成団体で選考しています。県内のNPOに助成を行う県からの財源を平成21年度は財政が厳しいとのことで休止となっています。NPOサポートローンにつきましては、NPO法人が自治体から補助金・委託金等を受けて事業をする場合に支払われるまでのつなぎ資金として融資を行うものです。こちらは、東北労働金庫宮城県本部に1千万円を預託して、貸付の業務もお願いしているところです。県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業につきましては、県の週休施設をNPOにお貸ししていますので、その修繕に要する経費などです。NPO支援センター助太刀事業につきましては、5ページをご覧ください。新規事業として、各地域のNPO支援センター及び中間支援型NPOがNPO

活動の活性化のためのセミナー等を県と協働で実施する場合に、講師に係る経費の一部を県が支出するという内容です。対象は、NPO支援センター、中間支援型NPO、市町村となっています。民間非営利活動プラザ費につきましては、みやぎNPOプラザの管理運営に要する経費です。NPOマネジメントサポート事業、NPO活動実態及び意向調査事業については、平成20年度で終了となっています。NPO支援センター助太刀事業は、NPOマネジメントサポート事業の終了に伴う代替りの事業となります。

みやぎNPO夢ファンドですが、県の拠出はゼロになりますが、これまでの残金がありますので、これを充当することで数年は助成を行うことにしています。

つづきまして、資料6をご覧ください。平成21年度みやぎNPO夢ファンドの助成決定団体です。組織開発支援プログラム3団体、ステップアップ支援プログラムですが、このプログラムは3年間継続で助成する事業ですので継続と新規で4団体、スタートアップ支援プログラム5団体が助成を決定されています。合計で12団体591万円の助成を行う予定です。先ほどもご説明しましたが、県からの拠出は休止になりますが、拠出金と市民・県民の方からの寄附金を合わせた残高がありますので、助成を継続する予定です。

資料7をご覧ください。NPO法人への市民への説明要請になります。事業報告書が未提出の法人につきましては、41番目の法人までは前回の促進委員会で報告をさせていただきましたが、今回は4月に1法人に対して説明要請を行っています。また、今回新たに監督段階での説明要請を1団体に行っています。内容は、役員変更等届出書の未提出及び仮理事の任期切れの疑いによるものです。

最後に、NPO法人の縦覧・閲覧書類のインターネットでの一部公開についてご説明します。資料は平成21年4月21日付け共社号外の通知文書の写しになります。事業報告書等については、共同参画社会推進課、みやぎNPOプラザ、仙台を除く各地方振興事務所で閲覧等できますが、県民の方々からの要望や他の都道府県の状況も勘案し、6月1日から県のホームページで一部を公開することで、NPO法人と設立認証申請者にお知らせをしています。公開の対象となる書類は、設立認証時と定款変更認証時では、定款、設立趣旨書、事業計画書、収支計算書を公開する予定です。役員名簿については、住所・氏名が記載され個人情報にあたることから公開はしません。事業報告書等については、定款、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を公開しますが、役員名簿と10人以上の社員名簿については、個人情報が含まれていますので、公開はしません。ただし、事業報告書、財産目録など、例えば入所している方の具体的な氏名や資金の借入先の氏名や口座番号等の記載がある場合は、その部分を見え消しにして公開することとしています。

山田会長

皆様からご質問はありませんでしょうか。

大久保委員

これはどうしても言うておかなければいけないと思うのが、みやぎNPO夢ファンドの予算休止についてです。21年度と22年度も拠出される予定でしたが、休止ということで完全に終わりということでしょうか。

事務局

これまで毎年拠出してきましたが、全庁的に事務事業を見直しており、今年度の拠出についてはゼロになりました。取りやめではなくて、私も休止と受け止めております。ファンドには残高がございまして、それを活用することによりまして、来年或いは再来年度等も助成できる状況ですが、この事業は必要であると認識しています。一方で地方公共団体は非常に厳しい財政状況ですので、今後どのようになるかについては、明言しがたい状況にあります。財政当局と話し合いをして参りたいと考えています。

大久保委員

4百万円がゼロですので厳しい状況はわかりますが、全くゼロになった今年度があるからいいという話なのか、或いは理由があってそうなったのか教えていただきたい。

事務局

昨年の財政との調整の中では、拠出金イコール助成金ではないということで、ファンドに残高があれば少なくとも事業は継続できるでしょうということで、今年度分については拠出は休止となったものです。

大久保委員

来年度は復活する可能性もあるということですか。活動実態・意向調査の結果でも一番の課題は資金不足とでていますので、平成22年度もこの場で休止ですとならないように、是非大きな声でお願いしたいと思います。

事務局

励ましの言葉と受け止めさせていただき、頑張りたいと思います。

山田会長

よろしいですか。時間も過ぎていきますので、議事は終了とさせていただきます。非常に貴重なご意見ありがとうございました。今日の議論はこれからのヒントを得るとのこともありますので、記録をご確認いただきたいとおもいます。

ありがとうございました。

司会

その他として、事務局からご連絡があります。

事務局

次回、7月の促進委員会の日程調整についてであります。お配りしています日程調整表に都合の良い時間帯に 印を記入いただき、5月29日までに提出をいただきますようお願いいたします。また、同様の様式を本日メールにて送らせていただきます。

それから、促進委員会出席に係る報酬等の内訳書をお配りしています。入金には10日程度要しますが、ご確認をよろしく申し上げます。

小林委員

封筒に入った冊子をお配りしていますが、10年間活動してきました、実践の記録と行政の方達にお伝えしたいことをまとめたものです。ひとつのボランティア団体が10年経ってこのようなことが出来たんだというところから、市民の活動を理解していただきたくて、トヨタ財団の助成を受けて3千部印刷し、これから大いに配布することになりますので、どうぞよろしく申し上げます。

司会

それでは、以上をもちまして平成21年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。